

仕事・雇用編

【失業給付の特例措置】

- ◆ 働いていた事業所が被災し事業が休止・廃止したため、休業を余儀なくされ賃金を受け取ることができない方又は一時的に離職を余儀なくされた方については、雇用保険の失業手当を受給できる特例措置があります。

特定被災区域の事業所に雇用されていた方であって、東日本大震災によりやむを得ず離職（休業、一時離職）された方について、現在、受給中の雇用保険の基本手当の支給終了日までに再就職（休業、一時離職前の事業所への再就業）が困難な場合には、個別延長給付（特例延長給付）として、原則「60日」に加えて「60日」分（計120日）延長しています。

さらに、東日本大震災の被害が大きかった岩手、宮城、福島の3県の沿岸地域など45市町村（宮城県内16市町（仙台市は宮城野区と若林区））については失業手当の給付日数が90日間延長されていましたが、24年9月30日で全て終了しています。

- ◆ 詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。

宮城労働局職業安定課（TEL：022-299-8061）

ハローワーク仙台（TEL：022-299-8811）〔仙台市、名取市、岩沼市、亶理郡〕

ハローワーク大和（TEL：022-345-2350）〔黒川郡のうち、大和町、富谷町、大衡村〕

ハローワーク石巻（TEL：0225-95-0158）〔石巻市、東松島市、牡鹿郡〕

ハローワーク塩釜（TEL：022-362-3361）〔塩釜市、多賀城市、黒川郡のうち大郷町、宮城郡〕

ハローワーク古川（TEL：0229-22-2305）〔大崎市、加美郡、遠田郡〕

ハローワーク大河原（TEL：0224-53-1042）〔角田市、柴田郡、伊具郡〕

ハローワーク白石（TEL：0224-25-3107）〔白石市、刈田郡〕

ハローワーク築館（TEL：0228-22-2531）〔栗原市〕

ハローワーク迫（TEL：0220-22-8609）〔登米市〕

ハローワーク気仙沼（TEL：0226-41-6720）〔気仙沼市、本吉郡〕

※「ハローワーク気仙沼」は、東日本大震災の津波の被害により閉庁し、気仙沼プラザホテル内で臨時の窓口業務を行っていましたが、9月5日から仮設庁舎に移転しています。（新住所：気仙沼市東新城1丁目7-1（ミヤコーバス鹿折金山線「うちクリニック前」下車徒歩2分）

【求職者支援制度】

- ◆ 雇用保険を受給できない失業者の方に対し、無料の職業訓練を実施し、収入及び資産等一定要件を満たす場合は職業訓練の受講を容易にするための給付金を支給するとともに、ハローワークでの就職支援を実施する「求職者支援制度」が平成23年10月からスタートしています。

- ◆ 詳しくは、宮城労働局求職者支援室（TEL：022-205-9855）又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

【雇用調整助成金、被災者雇用開発助成金】

◆ <雇用調整助成金>

今回の地震被害に伴う経済上の理由（交通手段の途絶により、従業員が出勤できない、原材料の入手や製品の搬出ができない、来客がない、風評被害で観光客が減少した等）により事業所が事業活動を縮小した場合には、「雇用調整助成金」（中小企業緊急雇用安定助成金を含む）が利用できます。

◆ <被災者雇用開発助成金>

また、震災による被災離職者及び被災地域に居住する求職者を、ハローワーク等の紹介により、継続して1年以上雇用することが見込まれる労働者として雇い入れる場合には、事業主に対して「被災者雇用開発助成金」が支給されます。

- ◆ この他にも、被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を提出し採用する事業主に対する「3年以内既卒者（新卒扱い）採用拡大奨励金」及び「3年以内既卒者トライアル雇用奨励金」の支給額の拡充と要件緩和、被災地の障がい者雇用企業に対する「正規雇用奨励金」の支給回数増加などが行われています。

- ◆ 詳しくは、宮城労働局助成金コーナー（TEL：022-299-8063）又は最寄りのハローワークにお問い合わせください。

- ◆ 宮城県では、①国の雇用調整助成金・中小企業緊急雇用安定助成金に上乗せする形で雇用調整（休業、教育訓練又は出向）の経費の一部を助成する「宮城県雇用維持奨励金」、②失業状態にある被災者を雇用する対象事業主に対し雇用1人当たり225万円を助成する「宮城県事業復興型雇用創出助成金」を実施しています。予算がなくなり次第、終了となります。

詳しくは、①は宮城県雇用対策課雇用推進班（TEL：022-211-2772）、②は同課雇用創出班（TEL：022-211-2779）にお問い合わせください。

- ◆ また、宮城県では、震災発生時、県内に雇用保険適用事業所を有し、当該事業所において、平成23年8月1日～25年3月31日までの間に、雇用維持のための措置（休業、教育訓練または出向）を適正に実施し、国から雇用調整助成金または中小企業緊急雇用安定助成金の支給を受けた事業主の方を対象に、雇用維持のために要した経費の10分の1相当（大企業は9分の1）を支給（ただし、1人当たり1日1,000円が上限）する「宮城県雇用維持奨励金制度」を実施しています。

詳しくは、宮城県雇用対策課雇用推進班（TEL：022-211-2772）にお問い合わせください。

【労災保険適用】

- ◆ 仕事中や通勤中に、地震や津波により負傷・死亡した場合には、ご本人や遺族の方は労災保険による給付を受けられます。労災診療や休業補償などの請求にあたって、事業主や病院などの証明が困難な場合は、証明がなくても請求することができます。なお、死亡の場合だけでなく、行方不明の場合でもご家族から労災保険の遺族（補償）請求等ができます。
- ◆ 詳しくは、以下の窓口までお問い合わせください。
 - 宮城労働局労災補償課（TEL：022-299-8843）
 - 仙台労働基準監督署（TEL：022-299-9071）
〔仙台市、塩釜市、名取市、岩沼市、多賀城市、亶理郡、宮城郡、黒川郡のうち富谷町〕
 - 石巻労働基準監督署（TEL：0225-22-3365）
〔石巻市、気仙沼市、東松島市、牡鹿郡、本吉郡〕
 - 石巻労働基準監督署気仙沼臨時窓口（TEL：0226-25-6921）
 - 古川労働基準監督署（TEL：0229-22-2112）
〔大崎市、黒川郡のうち大和町・大郷町・大衡村、加美郡、遠田郡〕
 - 大河原労働基準監督署（TEL：0224-53-2154）
〔白石市、角田市、刈田郡、柴田郡、伊具郡〕
 - 瀬峰労働基準監督署（TEL：0228-38-3131）
〔登米市、栗原市〕

【未払賃金の立替払制度】

- ◆ お勤めになっていた中小企業が震災によって被害を受けたことにより、倒産状態になり賃金が支払われなかった方に対し、国が企業に代わって、その未払賃金総額のうち80%を限度に国が事業主に代わって未払の賃金をお支払い（立替払）する制度があります。（申請は退職後6か月以内に行う必要があります。）
- ◆ 詳しくは、宮城労働局監督課（TEL：022-299-8838）又は最寄りの労働基準監督署にお問い合わせください。

[ガイドブック目次に戻る](#)
[東北管区行政評価局HPに戻る](#)